

市税

市税の納付・相談

問合せ 収納課 ☎086-803-1186
各区市税事務所(→P42~49参照)

軽自動車税(種別割)、固定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税、市県民税(普通徴収)の納付には、**便利**な口座振替納付のほか、地方税お支払サイトでの納付、スマートフォン決済アプリによる納付、金融機関の店舗窓口・コンビニエンスストアでの納付などが利用できます。詳しくは岡山市のホームページや納税通知書に同封のリーフレットをご覧ください。

※地方税お支払サイトでの納付の場合は、クレジットカードやインターネットバンキングなどの納付方法が選べます。

◆納付相談

経済的理由などで一度に納付が困難なときは、分割して納める方法などもありますので、早めに収納課に相談してください。

(各区市税事務所では分割納付の相談は受付していません)

税目	納期限
固定資産税(第1期)	4月30日
軽自動車税(種別割)	5月31日
市県民税(第1期)	6月30日
固定資産税(第2期)	7月31日
市県民税(第2期)	8月31日
固定資産税(第3期)	9月30日
市県民税(第3期)	10月31日
固定資産税(第4期)	12月25日
市県民税(第4期)	翌年1月31日

※納期限が土・日曜、祝日の場合は、その日以降の最初の平日が納期限となります。

市税の証明

取扱窓口 各区市税事務所、各支所・地域センター・市民サービスセンター・市民サービスコーナー・連絡所(→P42~49参照)

◆証明の種類と手数料(1件)

種類	手数料
市県民税所得・課税証明	300円(1年度1件)
固定資産評価証明	300円(1年度5筆)
固定資産公課証明	300円(1年度1筆)
納税証明	300円(1年度1税目)
車検用納税証明(軽自動車)	無料
滞納無証明	600円
住宅用家屋証明	1,300円

※お支払いはキャッシュレス決済も利用可能です。

Check!

申請に必要なもの

- 本人が窓口に来るときは請求者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
 - 代理人が窓口に来るときは本人からの委任状と代理人の本人確認書類
- ※証明の種類によっては、請求内容などの確認のため根拠資料の提示を求められることがあります。

◆コンビニエンスストアなどで市県民税の所得(課税)証明書が取得できます

問合せ 税制課 ☎086-803-1166

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアやイオン、マルナカなどで市県民税の所得(課税)証明書を取得できます。

よくある質問

Q 家屋は年々古くなっていくのに、評価替えの年度でも家屋の固定資産税の額が下がらないのはなぜですか?

A 家屋の評価は再建築価格方式によるものとされています。

具体的には、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替え時点において、その場所に新築するとした場合に必要な再建築費をもとに、年数の経過による損耗減価(経年減点補正率)を乗じて求められます。

$$\text{評価額} = \text{新築するとした場合に必要な再建築費} \times \text{経年減点補正率等}$$

このため、建築物価の上昇が続くと、再建築費が上昇することとなり、年数の経過による損耗減価を反映したとしても、理論的に評価額が上昇する可能性があります。その場合には、税負担が上昇しないよう、評価額を据え置き仕組みとされています。

したがって、例えば古い家屋であっても、過去に建築物価の上昇が続く中で、評価額の据え置きが続いている場合、評価額が下がらないといったことがあります。

取得可能な証明書

市民税・県民税(所得・課税・控除)証明書
 ※交付時点での最新の課税年度分のみです。
 ※交付する証明書の年度は6月に切り替わります。

サービス提供時間

6時30分～23時(メンテナンス日を除く毎日)

利用可能な店舗

全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、イオン、マルナカなどのマルチコピー機設置店舗

利用カード

マイナンバーカード
 ※標準搭載の「電子証明書(利用者証明用電子証明書)」が必要です。
 ※住民基本台帳カードでは利用できません。

手数料

200円(証明書1通当たり)
 ※窓口よりも100円安く取得できます。
 ※岡山市手数料条例に基づく減免の規定は適用されません。

利用上の注意

※利用時に岡山市に住民登録がある人に限ります。
 (転出の手続きをされた人は利用できません)
 ※証明書の対象年度に岡山市で市県民税の申告または課税されている人に限ります。
 ※15歳未満の人は利用できません。

オンライン申請・郵送請求



主な市税

個人市民税

問合せ 各区市税事務所(→P42~49参照)
 市民税特別徴収=課税管理課 ☎086-803-1168

個人の市民税は、前年の所得に応じて、県民税と合わせて、市・県民税として同時に計算・課税されます。

◆納める人(納税義務者)

毎年1月1日現在、市内に住所があり、前年に一定以上の所得があった人。
 ※区内に住んでいなくても同区内に事務所や事業所、家屋敷がある人にも均等割が課税されます。

◆税額

一律にかかる均等割と、所得に応じてかかる所得割とで計算されます。

均等割額 年5,500円
 (市民税3,500円、県民税2,000円)

所得割額 (所得金額-所得控除額)×税率-税額控除額

◆市・県民税の申告

前年に所得のあった人は、所得金額を申告しなければなりません。申告期間は毎年2月16日～3月15日までです(所得税の確定申告をした人は不要)。
 ※公的年金等の所得または給与所得のみの人は申告の必要はありませんが、医療費や社会保険料、生命保険料などの各種控除を加えようとする場合は、所得税の確定申告または市・県民税の申告が必要です。

◆納税の方法

給与所得に係るもの

給与支払者が毎月給与から引き去りし、納入する方法(給与特別徴収)

公的年金等の所得に係るもの

公的年金などの支払者が年金支払月に年金から引き去りし、納入する方法(年金特別徴収)

給与所得・公的年金等の所得以外に係るもの

納税通知書で納める方法(普通徴収)。納期限は6月・8月・10月・1月の各月末

給与と給与・公的年金等以外の所得がある場合

原則として給与特別徴収となりますが、例外として、給与特別徴収と普通徴収とに税額を分けて徴収する場合があります。
 ※普通徴収は口座振替やスマートフォン決済アプリによる納付なども利用できます(→P61参照)。

よくある質問

Q 収入金額と所得金額とは、意味が違うのですか?

A 個人市県民税の税額の計算において、
 ●収入金額とは…事業(農業、漁業、自営業、個人経営の医師、不動産賃貸など)の場合、いわゆる「売上金額」が、そのまま収入金額となります。会社などに勤務し、給与や賞与を受け取っている人の場合は、「手取り額」ではなく、源泉徴収税額や特別徴収税額や社会保険料などが天引きされる前の額となります。
 公的年金を受給している人の場合も、「振り込まれた額」ではなく、源泉徴収税額や特別徴収税額、社会保険料などが天引きされる前の額となります。

●所得金額とは…事業(農業、漁業、自営業、個人経営の医師、不動産賃貸など)の場合、収入金額から、必要経費を差し引いた額が所得金額です。式で表すと次の通りです。

<所得金額=収入金額-必要経費>

一方、会社などに勤務している人の場合、実際の必要経費ではなく、給与収入金額に応じて「給与所得控除額」が定められており、これを差し引いた額が給与所得金額となります。公的年金等を受給している人の場合も、「支給額」に応じた「公的年金等控除額」が定められており、これを差し引いた額が年金所得金額となります。また、所得の種類によっては、上の式からさらに特別控除額が差し引かれるなどの特例が適用される場合があります。

固定資産税

問合せ 土地・家屋＝各区市税事務所(→P42～49参照)
償却資産＝課税管理課(→P37参照)

◆納める人(納税義務者)

毎年1月1日現在で市内に土地・家屋・償却資産を所有している人。

◆固定資産の評価額

土地、家屋は3年ごとの基準年度に、償却資産は毎年、また、新增築や損壊のあった家屋、地目変更のあった土地などは、その都度、国の評価基準により評価額を決定します。

◆税額

評価額を基に決定した課税標準額に税率(1.4%)を乗じて算出します。

免税点(土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)の判定と税額の決定は、区ごとに行います。

土地については課税標準額の負担調整があり、住宅の新築、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修、認定長期優良住宅には減額措置があります。

◆納税の方法

納期限は例年4月、7月、9月の各月末、12月25日の4期。口座振替やスマートフォン決済アプリによる納付なども利用できます(→P61参照)。

◆固定資産税の申告・申請・届け出

次のような場合は申告などが必要です。

- ▶岡山市内に事業用資産(償却資産)を所有しているとき
毎年1月1日現在の償却資産状況について、課税管理課に償却資産申告書を提出してください。申告期限は1月31日。
- ▶固定資産の所有者が死亡した場合で、相続登記が遅れるとき
- ▶家屋を新築・増改築・取り壊した場合で、登記が遅れるとき
- ▶建物の用途変更や住宅用地の買い増しなど住宅用地の使用面積に変更があるとき
- ▶納税義務者または納税管理人などの住所や送付先に変更があるとき

◆固定資産台帳の縦覧・閲覧

縦覧制度

土地・家屋価格等縦覧簿の縦覧により、自己の土地・家屋と他の土地・家屋の評価額の比較ができます。

縦覧期間 4月1日～30日(土・日曜、祝日の場合は翌平日)

縦覧場所 各区市税事務所、各支所・地域センター(各支所・地域センターでは、支所管内・旧支所管内の物件のみ。富山・福浜地域センターでの縦覧は行いません)

閲覧制度

自己の固定資産の台帳を確認できます。

閲覧場所 各区市税事務所、各支所・地域センター
※縦覧・閲覧ができる人は、納税義務者・同居の家族、代理人など。本人確認書類(運転免許証、保険証など)または前年の納税通知書などが必要です。

都市計画税

問合せ 各区市税事務所(→P42～49参照)

◆納める人(納税義務者)

毎年1月1日現在で市内の市街化区域内に土地・家屋を所有している人。

◆税額

課税標準額に税率(0.3%)を乗じて算出されます。ただし、土地については、固定資産税と同様に負担調整があります。

◆納税の方法

固定資産税と合わせて納付していただきます。

軽自動車税(種別割)

問合せ 各区市税事務所(→P42～49参照)

◆納める人(納税義務者)

4月1日現在、市内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している人。

◆納税の方法

納税通知書で納めていただきます。納期限は5月31日。口座振替やスマートフォン決済アプリによる納付なども利用できます(→P61参照)。

◆新規登録、廃車、名義変更、番号変更、住所変更などの届出先

原動機付自転車・小型特殊自動車

各区市税事務所、各支所・地域センター

軽三輪・軽四輪

軽自動車検査協会岡山事務所
(☎050-3816-3084/北区久米177-3)

軽二輪

岡山県自動車整備商工組合
(岡山県自動車会館内16番窓口)
(☎050-5540-2072/北区富吉5301-8)

二輪の小型自動車

中国運輸局岡山運輸支局
(☎050-5540-2072/北区富吉5301-5)

法人市民税

問合せ 課税管理課 ☎086-803-1169

◆納める法人(納税義務者)

- ① 市内に事務所・事業所のある法人
- ② 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設のある法人で①に該当しない法人
- ③ 市内に事務所・事業所を有し、法人課税信託を受けることにより法人税を課される個人
- ④ 非課税法人であっても収益事業を行う法人

◆申告納付の方法

事業年度の終了した日の翌日から2カ月以内に自ら計算して申告・納付していただきます。申告書は電子申告または郵送・窓口で提出してください。